平成２５年２月

砺波広域圏事務組合議会

定例会会議録

砺波広域圏事務組合議会

本定例会に付議された議案等の件名

議案第　１号	平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算
議案第　２号	平成２５年度砺波広域圏基金特別会計予算
議案第　３号	平成２５年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計予算
議案第　４号	平成２５年度砺波広域圏事務組合水道事業会計予算
議案第　５号	平成２５年度砺波広域圏事務組合事業に要する経費の分担基準について
議案第　６号	平成２５年度砺波広域圏事務組合農業共済事業事務費賦課金、防災賦課金の賦課単価及び賦課総額について
議案第　７号	平成２５年度砺波広域圏事務組合農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金標準率等の決定について
議案第　８号	砺波広域圏清掃施設技術管理者の資格に関する条例の制定について
議案第　９号	砺波広域圏事務組合水道事業所布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
議案第１０号	砺波広域圏事務組合農業共済条例の一部改正について
議案第１１号	平成２４年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第１号）
議案第１２号	平成２４年度 砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第５号）
議案第１３号	平成２４年度砺波広域圏事務組合水道事業会計補正予算（第１号）
議案第１４号	富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
報告第　１号	専決処分の承認を求めることについて ・専決処分第４号　平成２４年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第３号） ・専決処分第５号　平成２４年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第４号）
議案第１５号	砺波広域圏事務組合監査委員の選任について
議案第１６号	砺波広域圏事務組合監査委員の選任について
議員提出議案第１号	砺波広域圏事務組合議会委員会条例の一部改正について
議員提出議案第２号	砺波広域圏事務組合議会会議規則の一部改正について

平成25年2月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録目次

★ 2月18日

議事日程・・ 1
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
開議及び閉議の日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
出・欠席議員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
説明のため議場に出席した者の職・氏名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
職務のため議場に出席した事務局職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
報告事項(例月出納検査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議席の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
議席の一部変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議長選挙 ・・ 5
副議長選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
議会運営委員会委員の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
報告事項(議会運営委員会、総務常任委員会正副委員長互選結果)・・・・ 9
議案第1号から議案第14号まで及び報告第1号
提案理由の説明　夏野管理者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
一般質問並びに上程全議案に対する質疑(一般質問) ・・・・・・・・・・・・・・17
　1番　山田　勉　議員
常任委員会付託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

★ 2月19日

議事日程・・27
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
開議及び閉議の日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
出・欠席議員の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
説明のため議場に出席した者の職・氏名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
職務のため議場に出席した事務局職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
議案第1号から議案第14号まで及び報告第1号
総務常任委員長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
質疑・討論・・31

採　決（議案第1号から議案第　4号まで）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
採　決（議案第5号から議案第　7号まで）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
採　決（議案第8号から議案第10号まで）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
採　決（議案第11号並びに議案第13号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
採　決（議案第14号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
採　決（報告第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
議案第15号　監査委員の選任
議案第16号　監査委員の選任
提案理由の説明　　夏野管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
採　決（議案第15号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
採　決（議案第16号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
所管事項調査に係る閉会中の継続審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
議員提出議案第1号及び第2号
提案理由の説明　10番　城岸議員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
採　決（議員提出議案第1号及び第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
閉会のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
閉会の宣告・・40

平成２５年２月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録（第１号）

１　議事日程

日程第１　議席の指定

〃第２　議席の一部変更について

〃第３　会議録署名議員の指名について

〃第４　会期の決定について

〃第５　議長の選挙について

追加日程　副議長辞職の件について

副議長の選挙について

日程第６　議会運営委員会委員の選任について

〃第７　議案第１号から議案第１４号まで、平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外１３件、及び報告第１号の専決処分の承認を求めることについて

（提案理由説明）

〃第８　一般質問、質疑、委員会付託について

１　本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

１　開議及び閉議の日時

平成２５年２月１８日　午前　９時３０分

平成２５年２月１９日　午後　４時４０分

１　出席議員（１１名）

１番　山田　　勉	２番　稲垣　　修	３番　石崎　俊彦
４番　才川　昌一	５番　浅田　裕二	６番　飯田　修平
７番　片岸　　博	８番　林　　忠男	９番　江守　俊光

１０番　城岸　一明　　１１番　山森　文夫

１　欠席議員

１２番　池田　守正

１　説明のため議場に出席した者の職、氏名

管理者	夏野　修	副管理者	田中　幹夫
監査委員	高桑　俊介	会計管理者	黒河　修光
事務局長	宮本　隆志	農業共済センター所長	森田　智之
水道事業所長	八田　浩資	南砺リサイクルセンター所長	山本　一男
総務課長	石崎　彰	農済事業推進課長	金平　聡
水道業務課長	山本　春樹		

１　職務のため議場に出席した事務局職員

総務課主幹　石黒　哲康　　企画係長　佐々木　隆

１　会議の経過

午前　９時３０分　開議

○議長（江守君）　ただ今の出席議員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成２５年２月砺波広域圏事務組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（江守君）　日程に入るに先立ち、始めに、南砺市議会議員の任期満了に伴い、開催されました議会臨時会において、砺波広域圏事務組合議会議員にご当選されました皆様方を

ご紹介いたします。

山田　勉　君
石崎　俊彦　君
才川　昌一　君
浅田　裕二　君
片岸　博　君
城岸　一明　君

であります。

○議長（江守君）　次に、報告事項を申し上げます。お手元に配付のとおり監査委員より地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、例月出納検査の報告を受けておりますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（江守君）　これより、本日の日程に入ります。

まず、日程第１　議席の指定を行います。本定例会の議席は、会議規則第３条第１項の規定により、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

○議長（江守君）　次に、日程第２　議席の一部変更について、を議題といたします。

本定例会の議員の議席の指定に関連し、会議規則第３条第３項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更後の議席は、お手元に配付の座席表のとおりであります。

○議長（江守君）　日程第３　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１０９条の規定により、

１番　　山田　勉　君

２番　　稲垣　修　君

を指名いたします。

○議長（江守君）　次に、日程第４　会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日及び１９日の２日間といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日及び１９日の２日間と決定いたしました。

この際暫時休憩いたします。

○事務局長（宮本君）　休憩中に、江守副議長から副議長の辞職願が提出されました。議長も現在空席であり、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、年長の議員が臨時に議長を務めることになっております。

本日の出席議員中、石崎俊彦議員さんが年長議員でありますので、臨時議長の職務を行っていただくことになります。石崎議員さん、議長席にご着席願います。

○臨時議長（石崎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま紹介されました石崎であります。

それでは、地方自治法第１０７条の規定により、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま、副議長江守俊光君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（石崎君）　よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題といたします。まず、辞職願を朗読させます。

事務局お願いします。

（事務局朗読）

○臨時議長（石崎君）　お諮りいたします。副議長江守俊光君の辞職を許可することについてご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（石崎君）　ご異議なしと認めます。よって、副議長江守俊光君の辞職を許可することに決定いたしました。

○臨時議長（石崎君）　次に、日程第5　議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第2項の規定により、指名推選といたします。これにご異議ご

ざいませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○臨時議長（石崎君）　ご異議なしと認めます。よって臨時の議長において指名することに決定いたしました。

砺波広域圏事務組合議会議長に江守俊光君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、臨時の議長において指名いたしました江守俊光君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（石崎君）　ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました江守俊光君が議長に当選されました。

（江守俊光議員入場）

○臨時議長（石崎君）　ただ今、議長に当選されました江守俊光君が議場におられますので、本席から会議規則第３１条第２項の規定により当選の告知をいたします。

議長に当選されました江守俊光君からご挨拶があります。

江守俊光君

〔議長　江守俊光君　登壇〕

○議長（江守君）　ただ今、議長に指名をいただきありがとうございました。

ご承知のとおり、砺波広域圏は、１０万人の人口を抱えています。

特に、大事な１市ではできない、ごみや農業共済の問題について、２市が力を合わせて行わなくては、いけない非常に大切な議会であります。

指名をいただきうれしく思っています。

一生懸命に市民のために頑張りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

○臨時議長（石崎君）　これで私の職務は終わりました。

どうもありがとうございました。

江守議長、議長席にお着き願います。

○議長（江守君）　引き続き議事を進行いたします。

ただいま、副議長が欠員であります。お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、議長において指名にしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長において指名によることに決しました。砺波広域圏事務組合議会副議長に片岸博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました　片岸博君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました片岸博君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました片岸博君が議場におられますので、本席から会議規則第３１条第２項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました片岸博君からご挨拶があります。

片岸博君

［副議長　片岸博君　登壇］

○副議長（片岸君）　ただ今、議場におきまして議員各位のご指名をいただき副議長に就任させていただきました。７番片岸でございます。

この広域圏議会は新たに議会の運営の方法等仕組みが変わりました。

一段とみなさんと協力して進めていきたいと思います。取分け、本議会の問題も多岐に渡っております。先ほどの議長の挨拶にもありましたとおり、ごみ問題、農業共済関係の事業の統一化、また、水道事業所の耐震化等いろんな課題が重複しています。

議長をしっかりと支えながら、また、皆さんのご指導ご鞭撻を賜りますことを改めてお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（江守君）　次に、日程第６　議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により、

２番　稲垣　修　君
４番　才川　昌一　君
５番　浅田　裕二　君
８番　林　忠男　君
１０番　城岸　一明　君
１１番　山森　文夫　君

を指名いたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際暫時休憩いたします。

午前９時５５分　休憩
午前１０時１５分　再開

○議長（江守君）　休憩前に引き続き会議を開きます。日程に入るに先立ちまして、議会運営委員会並びに総務常任委員会から正副委員長の当選者の報告がありましたので、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に　城岸　一明　君

総務常任委員会委員長に　　山田　　勉　君
同　　　　副委員長に　　稲垣　　修　君
が、それぞれ当選されました。

なお、議会運営委員会副委員長には、林忠男君が引き続き就任されます。

○議長（江守君）　次に、日程第７　議案第１号から議案第１４号まで平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外１３件、及び報告第１号の専決処分の承認を求めることについて、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者　夏野　修　君

［管理者　夏野　修　君　登壇］

○管理者（夏野君）　本日、ここに平成２５年２月砺波広域圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年１０月に執行された砺波市長選において砺波市長に当選いたしました私夏野と、南砺市の田中市長さんとの互選によりまして、私が広域圏事務組合の管理者をおおせつかることとなり、田中市長さんには、副管理者に就任していただくこととなりました。

議員各位には、上田前管理者と同様、ご支援とご協力をお願い申し上げます。また、両市議会から新たに選任されました広域圏議員の皆様におかれましては、改めて、お祝い申し上げます。

また、ただ今は、円満裡に議長及び副議長の選挙が行われ、本組合議会の議長に江守俊光氏が、副議長に片岸博氏がそれぞれご就任になられました。

あわせて、議会運営委員会及び総務常任委員会の正副委員長がそれぞれ決まりましたことに、衷心よりお祝い申し上げます。円滑な議会運営を努めていただき、広域圏の一体的な発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、この度は、平成２５年度予算案等についてご審議願いたいと考えており、その概要と主な事業の進捗状況を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

このところの経済状況は、経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待されておりますが、地方自治体を取り巻く環境はまだまだ厳しく、先行きは不透明でありますが、圏域住民の安全で安心なまちづくりのため、たゆまない努力を積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に、当組合の主な事業の進捗状況等について申し上げます。

まず、砺波地域情報センターについて申し上げます。

砺波地域情報センターでは、砺波地域の観光ＰＲや企業誘致に向けて、情報の受発信を行い中京圏内からの交流人口拡大や新たな企業間交流・マッチングなどの創出を図るため、各種の事業展開に努めております。

取組みとして、両市や観光連盟砺波地区会などが行う観光キャンペーンやパブリシティ活動の支援、北陸銀行金山橋支店壁面の巨大広告看板の掲出などによる観光ＰＲ事業を進めるとともに、両市の商工関係者及び東海となみ野会などとの交流を図りながら中京圏の企業情報収集などを行っております。

また、平成２１年度から砺波地域情報センターへ職員を４年間派遣してまいりましたが、来年度においてもこれを継続することにより、中京圏との交流を促進し砺波地域の活性化に結びつくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンターとなみについて申し上げます。

今年度の施設整備の進捗状況につきましては、焼却施設及び粗大ごみ処理施設の定期整備工事が計画どおり終了しております。現在、焼却施設の排ガス設備であります集じん設備や減温設備の補修工事を施工中であります。

次に、南砺リサイクルセンターについて申し上げます。

昨年１０月から固形燃料の製造を中止し、家庭系、事業系可燃ごみをそれぞれ富山地区広域事務組合、クリーンセンターとなみへ委託し、燃焼処理していただいております。

今後においても、両施設への処理委託を継続し、安定的にごみ処理を行ってまいります。

次に、両ごみ処理施設の今後につきましては、平成２５年度に、組合の事務局に建設準備班を設け、圏域内のごみを一括して効率的に処理できる施設の整備に向けてその準備を進めてまいりたいと考えております。具体的には、ごみ処理の将来予測を行うため、新年度にごみ処理基本計画を策定する予定であります。

次に、砺波医療圏急患センターについて申し上げます。

医師会の皆さんの協力を得て内科・小児科診療を行っている急患センターの受診状況につきましては、内科、小児科を合わせますと、１月末までの１０か月間で６，７１７人と昨年同期と比べ３．７％の増加となり、１診療日当たりの利用者は１８．４人となっております。

今後とも、安心して治療が受けられるよう広く住民にＰＲしながら、一次救急医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

本事業につきましては、となみ衛星通信テレビ株式会社を指定管理者として、施設等の管理・運営を行って頂いており、安定的に事業が進められているところであります。

圏域内のケーブルテレビ接続率は、１２月末現在６６．１％となり、昨年同月６４．１％と比べますと２．０ポイント増加しております。

めまぐるしく変わる情報通信分野において、行政としても取組みの範囲を広め、新しい情報技術の習得や体験、観光・防災・福祉・教育面等でケーブルテレビを有効に利活用し、地域密着度の高い利用者サービスの向上に心掛けたいと考えております。

次に、広域活動計画振興事業について申し上げます。

地域振興事業として、広域活動計画に基づいて、圏域内の創造的、一体的な整備のため設置した「砺波広域圏基金」の運用益を活用し、各種のソフト事業の推進を図り、圏域内の発展を目指してまいります。

平成２５年度においても、ふるさと再発見バスツアーや若者交流イベントを開催し、ふるさと砺波広域圏の魅力の再発見・再認識や若者の結婚・定着・定住対策の推進を図ります。

また、となみ青年会議所やとなみ野文化事業連絡協議会等の各種団体から事業計画要望がありました１８の事業につきまして、地域振興に繋がるよう支援をしてまいりたいと考えております。

次に、農業共済事業について申し上げます。

昨年の農作物の被害状況につきましては、基幹作物である平成２４年産米の作況指数は、全国平均では１０２の「やや良」となりましたが富山県は１００の「平年並み」となりました。

水稲では８月下旬から９月上旬にかけての降雨による倒伏の被害、また、山間地においてはイノシシによる踏み荒らしの被害が発生しました。

平成２４年産の麦につきましては、平年より降雪量が多く、融雪が遅れたことにより、山間部に近い地域で硝子質が高い、容積重が小さいなどの品質低下や規格外により、生産金額に低下が見られました。

次に、農業共済組合の一県一組合化について申し上げます。

県内の四つの農業共済組合と富山県農業共済組合連合会は、農業共済事業の運営基盤の確保や効率的な事業実施体制のもと、農業災害補償制度の機能が将来にわたって発揮できるよう、平成２６年４月の一県一組合化に向け協議、検討が行われているところであります。

今後も国の農業政策に対応し、農家との信頼の絆を更に深めて農業共済事業の着実な推進を目指し、関係機関と連携を図りながら農業経営の支援に向けて一層努力してまいりたいと考えております。

次に、水道事業について申し上げます。

まず、平成２５年度の供給水量と料金につきましては、水量は１日当たり２７，０００トン、料金は１トン当たり税抜きで４５円とそれぞれ今年度と同量・同額を予定いたしております。

水質検査業務につきましては、検査の信頼性を維持するため、老朽化した検査機器の更新を行いながら、事業所が供給する水の他に、供給先の砺波市及び南砺市が所有する自己水源の水などの検査を引き続き実施してまいります。

建設改良事業につきましては、浄水場再構築工事は設計と施工を一括発注する方式を採用したいと考えておりますが、平成２５年度におきましては、工事発注に伴う基本設計内容の精査及び事業者の募集から選定までの支援業務委託を行うほか、中期計画に基づいた水管橋及び電磁流量計の更新などを実施するための予算を計上いたしております。

今後は、その投資額も必要最低限の額となるよう努めるとともに、浄水場再構築の資金確保に努めてまいります。

以上、当組合の主要事業について、その執行状況等の概要を申し上げました。

これより本議会に提出いたしました議案について、ご説明申し上げます。

まず、予算関係について申し上げます。

議案第１号から議案第４号までの平成２５年度砺波広域圏事務組合の各会計予算についてであります。予算編成に当たりまして、構成市の財政事情が大変厳しい状況を勘案し、特定財源の確保に努める一方、事務事業の効率化を図ることと、経常経費の見直しを行い、市分担金増額の抑制に努めたところであります。

まず、一般会計でありますが、歳入歳出予算の総額は１２億４千４百１３万円で、対前年度比１億９，６８９万円減、１３．７％の減となっております。

次に、基金特別会計につきましては、前年度に比べて、９０万円減の１，０１０万円を計上いたしております。

次に、農業共済事業につきましては、収益的収支の予算額を、５億４，５９０万円とし、前年度に比べ１０．８％の減とするものであります。

また、水道事業につきましては、収益的支出と資本的支出の予算額を５億４，７４１万円とするものであります。

会計の総額は、２３億４，７５４万円となったところであります。

次に、予算関係以外の案件について申し上げます。

まず、議案第５号につきましては、当組合規約に基づき事業に要する経費の分担基準を提案するものであります。

議案第６号及び議案第７号につきましては、農業共済条例の規定により事務費賦課金、防災賦課金の賦課単価及び賦課総額、農業災害補償法の規定により家畜共済の危険段階共済掛金標準率をそれぞれ定めるものであります。

議案第８号につきましては、関係法令の一部改正により、従来は法令で規定されておりました一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準が条例に委任されることに伴い、条例の制定を行うもので

あります。

議案第９号につきましては、水道法の改正により、従来は法令で規定されておりました技術上の監督業務を行わなければならない水道の布設工事の範囲並びに当該監督業務を行う者及び水道技術管理者に必要な資格を条例で定めるものであります。

議案第１０号につきましては、農業共済センター家畜診療所廃止に伴い所要の改正を行うものであり、あわせて関係条例の改廃を行うものであります。

次に、補正予算関係につきましては、議案第１１号として一般会計の市町村職員共済組合基礎年金拠出金に係る公的負担金率が改定をされたこと及び新たに東日本大震災特別負担金が生じ、共済費等に不足額が生じたために補正するものであります。

議案第１２号につきましては、農業共済事業特別会計の市町村職員共済組合基礎年金拠出金に係る公的負担金率が改定をされたこと及び新たに東日本大震災特別負担金が生じ、法定福利費に不足額が生じたために補正するものであります。

議案第１３号につきましては、水道事業会計企業債の繰上償還に伴い補正するものであり、また、平成２５年度予算で計上する浄水場再構築発注支援業務委託を早期発注するため、債務負担行為するものであります。

議案第１４号につきましては、富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加により、規約の変更が行われるものであります。

次に、報告第１号は、農業共済事業特別会計補正予算の専決処分に関するもの２件であります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明といたします。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、可決及び承認賜りますようお願い

申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（江守君）　この際暫時休憩いたします。

午前１０時３２分　休憩
午前１１時２０分　再開

○議長（江守君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
これより、日程第８　一般質問並びに上程全議案に対する質疑に入ります。

○議長（江守君）　通告により発言を許可します。
１番　山田　勉　君
［1番　山田　勉　君　登壇］

○ 議員（山田君）一般質問をさせていただきます。
夏野管理者には昨年の１１月に砺波市長に就任され、今回初めて砺波広域圏事務組合の管理者として議会に臨まれます。
管理者は、昭和５２年に県庁に入庁され数々の要職を歴任されて来られました。また、県初の外務省出向職員として、在ボストン総領事館領事を務められたともお聞きをしております。
南砺市の合併についても、平成１５年４月の第１回合併協議会から県の合併支援班長としてご指導をいただきました。また、市町村への助言や指導に当たる市長課長として、

市町村の行政に深く係わって来られました。これまでの豊富な行政経験と見識を活かして砺波広域圏の活性化のためにご指導いただきますようご期待申し上げます。

それでは、まず初めに、砺波広域圏事務組合に対する認識についてお聞きします。

全国でも先進的な取組みとして、合併前から1市5町4村で組合を組織して、これまでごみ処理・消防・水道等の広域的な課題について事業を進めてきました。

管理者は、これまでのこの実績をどのように評価されるのでありましょうか。また、これからも10万人市民の幸せのために、広域圏として取組むべき課題はたくさんありますが、今後どのような姿勢と熱意を持って取組まれるのか抱負をお聞かせいただきたいと思います。

次に、砺波広域圏の施設整備のあり方について、いくつかお尋ね申し上げます。

まず、ごみ処理施設の整備についてですが、現在は、となみクリーンセンターと南砺リサイクルセンターの二つのごみ処理施設で処理していますが、いずれも老朽化等が進んでおり近いうちに耐用年数を迎えることから、前上田管理者からは、「10年以内に現在の2施設を1施設として、整備する」と方針が示されているところであります。

しかし、その後、具体的な進展が見られないようですが、場所の選定等を考えれば10年というのは決して長い期間ではなく、早急に施設整備を進める必要がありますが、改めて今後の施設整備についてお尋ね申し上げます。

次に、松島浄水場の施設整備についてですが、既に35年以上を経過し、老朽化しているとともに耐震構造であり

ません。平成２３年度に浄水場構築基本構想を策定して、今年度基本設計に取組んでいるとお聞しておりますが、市民生活の大切なライフラインとして早急な整備が望まれます。今後の具体的な整備計画についてお尋ねします。

次に、農業共済センターの組織についてでありますが、来年４月に県内の農業共済関係団体が一つに統合され、現在の農業共済センターの建物は、新しい団体の支所となると聞いています。組織が大きくなることにより、これまでのきめ細かな対応がどのようになるのか大変に気になるところであります。農業関係者に不安を与えないよう対処していく必要がありますが、新しい誕生する団体の組織体制、取り組みがどのようになるのかお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますが、広域圏として、これまで公共交通や観光振興に対する具体的な取組みは、必ずしも十分ではなかったのではないかと感じております。夏野管理者は、市長転出前まで県総合交通政策室長や観光・地域振興局長を歴任され、これからの課題に取組んでいただくまさしく最適人の方でございます。２６年度には待望の北陸新幹線が開業します。交流人口の増大のため、城端線の存在と活性化のためにもこの卓越した行政能力、経験を発揮されこれからの広域圏の発展にご尽力をいただきますよう心からご期待申し上げて質問を終わります。

○議長（江守君）答弁を求めます。

管理者　夏野　修　君

［管理者　夏野　修　君　登壇］

○ 管理者（夏野君）　山田議員から励ましの言葉と期待の言葉をいただきました。しっかりとお応えできるよう頑張ってまいりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申しあげます。

ご質問の第１項目め「砺波広域圏事務組合に対する認識について」でございます。

住民生活や経済活動の広域化が進みまして、これに対応する広域的な取組が必要とされます現在、基礎自治体の境界を越えながらも、生活圏が重なり、地域的な価値観が共有できる範囲におきまして、広域的な視点に立った行政運営を推進するという広域行政は、大変重要な意味を持つものでありまして、その役割は一層増しているものと考えております。

その中にあって、一部事務組合は、固有の広域行政体として確固たる法人格や議会を持ちまして、特定の行政課題に対して構成市が役割を明確にして、柔軟に対応することができるという特徴があると考えております。

砺波地域では、昭和４０年代中頃からいくつかの一部事務組合が誕生いたしまして、多くの事業を効率的に共同処理してまいりました。

その後、幾度かの変遷がございましたが、一部事務組合を有効に活用し、広域的な課題に柔軟に対応して、これまで、円滑に事業運営がなされてきていることにつきましては、大きな成果があったものと評価しておりますし、全国的に見てもモデルとなってきたものと考えおります。

このような一部事務組合など広域行政体を上手に利用

して、広域的課題に対応していることは、当時、比較的小規模な自治体もありましたが、砺波地域の特徴の一つと考えておりますし、一体感が非常に強い、地域だと考えております。

今後とも圏域住民の福祉向上のため、安定的に運営していくことが非常に重要だと考えております。

特にこの砺波広域圏事務組合では、市町村合併前からふるさと市町村圏事業など、ソフト事業を含めまして、広域的な範囲で広範な共同事務処理を行って来ております。平成７年には、「個性的で活力のある広域行政圏」ということで、当時の自治大臣表彰を受けた歴史ある一部事務組合でございます。

私といたしましても、砺波広域圏がこれまで担って参りました立ち位置をしっかり継承しながら、新たな広域的行政課題の解決に際しましては、一部事務組合など広域行政体の特徴をしっかりと生かし、最も相応しい体制で適切な広域行政の運営に取組みたいと考えております。

また、議員ご指摘の公共交通機関の維持存続ですとか、観光振興などの広域的な課題につきましても、砺波市や南砺市をはじめまして、関係自治体によりますそれぞれ設けられております各種の協議会や民間団体、個人で活躍されている方々の力をしっかり結集して対応していくことが大切であると考えておりまして、当組合の業務もその一翼をしっかりと担いながら、その各施策を展開して参りたいと考えております。

次に、２番めの「ゴミ処理施設の整備について」のご質問にお答えいたします。

現在、当圏域内には、二つのごみ処理施設があり、そのうち、南砺リサイクルセンターにおきましては、南砺市の5地区から収集されました可燃ごみを、これまでは、乾燥、圧縮して、固形燃料を製造しておりました。

しかしながら、固形燃料の供給先の先細りのため、ご存知でございますが、止むを得ず、昨年9月末で、南砺リサイクルセンターの設備のうち、ごみの固形燃料化施設の稼働を中止しまして、昨年１０月から、富山地区広域圏事務組合とクリーンセンターとなみにそのごみ処理を委託し、協議を整えたところであります。

現在、土日を除きまして、毎日、約２５トンのごみを富山広域圏に、また約5トンをクリーンセンターとなみに運搬し、そこで燃焼処理しているところでございます。

このような処理委託をする期限は、平成３３年3月までとなっておりまして、それまでの間に、新しい施設を建設することが必要でございます。

昨年2月の広域圏議会において、上田前管理者から、「富山地区広域圏で処理をお願いできる平成３３年3月までの間に、圏域内で1箇所のごみ処理施設を整備したい」と答弁があったところでございますが、この方針を受けまして、新しいごみ処理施設の整備に向けて、新年度におきましては、圏域内の家庭や企業から排出される可燃ごみ量の予測、ごみの分別収集の状況、処理施設の規模、ごみ処理の方式などについて調査研究するため、まず、ごみ処理基本計画の策定を行うこととしております。

また、それに取り組む組織として、新年度におきまして、広域圏の事務局内に、ごみ処理施設建設準備班を設ける予

定でございます。当面、職員兼務によりまして対応していくこととしておりますが、この準備班に構成２市の環境担当職員を交えまして、組合と両市が一体となって準備を進めてまいります。

なお、候補地の選定については、まだ、その手法を検討している段階でございます。定まった方策はございませんが、鋭意、進めてまいる所存であります。

用地選定に目途がついた後は、施設整備の基本構想・基本計画の策定などを経まして、平成３２年度中の稼働開始に向け、遅くても規模から考えますと平成３０年度中には工事に着手したいと考えております。

次に、松島浄水場の整備についてのご質問にお答えいたします。

この施設は、通水開始から３５年余り経過していることから、この浄水場基幹施設の老朽化、耐震化対策を施し、安心で安全な水道水を安定的に供給することを目的といたしまして、既存施設の内、１日、最大５万㎥の半系列である２万５千㎥の施設を新設する事業の基本構想を平成２３年度に策定いたしまして、今年度は、その基本設計に取り組んでいるところでございます。

この設計のために、建設予定地の地質を調査をいたしましたところ、河川に隣接する土地は軟弱地盤でございまして、施設の配置と耐震基礎の工法を慎重に検討したところであります。

この施設の水処理方法は、既存施設と同じ、「薬品沈でんと急速ろ過方式」という方法としまして、ろ過池については、雪やテロ対策のためにも建屋構造とすることを予定

しております。

また、浄水池は、小型の調整池に代替することによりまして、耐震基礎工事費を軽減するよう設計いたしました。

浄水処理施設は、設置される設備・機器などが構造物に大きく関連いたします。そのため、設計と施工が密接不可分の関係にあることから、今後の予定といたしましては、その特殊性を考慮いたしまして、両者を一括発注することで、効率的かつ効果的に事業を実施したいと考えておりまして、平成３０年度の通水開始を目標といたしまして、平成２６年度に着工する予定で事業を進めていきたいと考えております。

最後に「農業共済センターの組織」についてのご質問にお答え申し上げます。

このたび行おうとしております組織統合の目的は、提案理由でも申し上げましたが、一県に一つの組合を設立することによりまして、将来にわたり安定的かつ効率的な農業共済事業の運営基盤を確立することでございます。

今年度、特定組合設立準備委員会が発足いたしまして、これまで何度も委員会を重ねて、準備が進められたところでございます。

統合の時期は、県内の４組合の統合が平成２６年４月 1日に行われて、その後、富山県農業共済組合連合会と統合し、平成２６年５月１日に新しい組合が誕生する運びとなります。

新組合の名称は「富山県農業共済組合」となる予定でございまして、その本所は富山市内に置かれますが、各地域にその支所が設けられまして、砺波地域にも、現在の建物

をそのまま利用して、仮称でございますが「砺波地域農業共済センター」が置かれることになっております。そこで、今までと同様に農業共済事業が実施される予定でございます。

この砺波地域農業共済センターの組織体制といたしましては、そこに配置されます職員の数は、１８人を見込んでおります。また、管内の総代の定数は、５１人となる予定でございます。

この新しい組合におきましては、富山県や各市町村と密接な連携を図りまして、行政的指導と協力を得ながら、これまでと同様に組合員との接点の強化を図りつつ、効率的かつ効果的な業務執行体制で臨むこととなっております。

農業共済事業が、一年後に新組合に引き継がれることとなりますが、これまでどおり、職員には担当地区を定めまして、農家回りなどを通じて、組合員へのきめ細やかな情報提供にしっかり心掛けるとともに、広報の発行や組合員を対象とした説明会を実施することなどにつきまして、組合員への対応に遺漏のないように新組合がしっかりと対応していくこととなります。

今ほど申し上げた事項につきましては、既に広域圏だよりや１月から２月にかけて開催されました各地区の生産組合長会議における説明、さらには、２月４日に開催されました、ＪＡとなみ野管内の農業の担い手約２００人が出席された懇談会におきまして周知を図ってまいったところでございます。今後とも組合員の不安がないようにしっかり進めていくようしっかり見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江守君）　以上で、通告による質問及び質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（江守君）　質疑なしと認めます。これをもちまして、一般質問及び上程全議案に対する質疑を終了いたします。

○議長（江守君）　ただいま議題となっております議案第１号から議案第１４号まで及び報告第１号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（江守君）　以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、１９日午後４時２０分から再開いたします。

これをもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

午前１１時４０分　閉議

平成２５年２月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録（第２号）

１　議事日程

日程第１　議案第１号から議案第１４号まで、平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外１３件及び報告第１号の専決処分の承認を求めることについて

（委員長報告、質疑、討論、採決）

追加日程　議案第１５号及び議案第１６号　砺波広域圏事務組合監査委員の選任について

（提案理由説明、討論、採決）

日程第２　所管事項調査に係る閉会中の継続審査について

追加日程　議員提出議案第１号　砺波広域圏事務組合議会委員会条例の一部改正について

議員提出議案第２号　砺波広域圏事務組合議会会議規則の一部改正について

（提案理由説明、討論、採決）

１　本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

１　開議及び閉議の日時

平成２５年2月１９日　午後４時１８分

平成２５年2月１９日　午後４時４０分

１　出席議員（１１名）

１番	山田	勉	２番	稲垣	修	３番	石崎	俊彦
４番	才川	昌一	５番	浅田	裕二	６番	飯田	修平
７番	片岸	博	８番	林	忠男	９番	江守	俊光

１０番　城岸　一明　　１１番　山森　文夫

１　欠席議員

１２番　池田　守正

１　説明のため議場に出席した者の職、氏名

管理者	夏野　修	副管理者	田中　幹夫
監査委員	高桑　俊介	会計管理者	黒河　修光
事務局長	宮本　隆志	農業共済センター所長	森田　智之
水道事業所長	八田　浩資	南砺リサイクルセンター所長	山本　一男
総務課長	石崎　彰	農済事業推進課長	金平　聡
水道業務課長	山本　春樹		

１　職務のため議場に出席した事務局職員

総務課主幹　石黒　哲康　　企画係長　佐々木　隆

１　会議の経過

午後４時１８分　開議

○議長（江守君）　ただいまの出席議員は、１１名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

○議長（江守君）　日程第１　議案第１号平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算から、議案第１４号富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてまで、及び報告第１号専決処分の承認を求め

ることについて、を議題といたします。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長　山田　勉　君

［総務常任委員長　山田　勉　君　登壇］

○総務常任委員長（山田君）　総務常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当委員会に付託された議案を審査するため、２月１８日午後１時から、夏野管理者をはじめ関係所属長等の出席を得て委員会を開催いたしました。

本定例会において、総務常任委員会に付託された案件は、議案第１号平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算から議案第１４号富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、並びに、報告第１号専決処分の承認を求めることについて以上、議案１４件及び報告１件であります。

当局から議案の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託議案については、委員全員の賛成を得て、それぞれ原案のとおり可決及び承認することに決したのであります。

ここで、主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、南砺リサイクルセンターにおいて、今後の設備の補修など考えているのか質したところ、昨年９月末で稼働を中止したのは、固形燃料を製造する工場部分だけであり、資源ごみや不燃ごみの分類などの業務を行うリサイクルプラザは今後も使用を続けるものである。よって、これらの

設備に係る維持管理をするため、必要な予算を計上しているものであるとのことでありました。

次に、広域圏の基金の利子を活用して実施している補助事業について、制度の見直しが必要なのではと質したところ、広域的に実施される事業で広域圏の補助対象としてふさわしい事業を中心に助成を行う方向で制度の見直しを実施するとのことでありました。

次に、家畜診療所を廃止するとのことだが、畜産農家に影響は無いのかと質したところ、農業共済センターに勤務していた獣医師が本年から開業しており、今後も、当獣医師は従来どおり獣医師として家畜農家の牛の診察に当たるので特に影響はないとのことでありました。

次に、園芸施設共済の引受棟数の増加の理由について質したところ、昨年４月３日、同じく２６日に発生した暴風の被害が甚大であったことから、園芸施設共済加入促進のパンフレットを作成し、加入資格、農家負担掛金の目安等を生産組合長会議、中核農家懇談会、「広域圏だより」等でＰＲしてきたことにより引受棟数の増加が見込まれるとのことでありました。

次に、水道事業所の水道用水供給について、南砺市への供給量が増加しているが、今後どのようになるのか質したところ、南砺市では平成１９年度から高度浄水施設整備の補助事業が施工されており、一部の自己水源を廃止し、浄水場からの受水へ切り替える計画となっている。

この事業が完成する平成２５年度中には、更に供給量の増加が見込まれおり、今後の供給実績が明確になれば、平成２６年度予算から反映していきたいとのことでありまし

た。

次に、水利権一部移上申請業務の委託の内容等について質したところ、現在、水道事業所の水利権は、合口ダムで日量5万5千トンを保有している。

合口ダムの水利権の一部を小牧ダムに移上することができれば、動力費の節減や水質事故などのリスク分散が期待できる。

現在は、関係機関と協議しているところであり、今後、内諾を得られれば、農業用水の水利更新時期に合わせ、合口ダムの水利権の一部を小牧ダムに移上する申請を行いたいとのことでありました。

以上、審査の結果について申し上げ、総務常任委員会のご報告といたします。

○議長（江守君）　これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（江守君）　質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

○議長（江守君）　討論の通告はありませんでしたので討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

○議長（江守君）　これより採決に移ります。

まず、議案第１号から議案第４号まで、平成２５年度砺波広域圏事務組合一般会計予算外３件について採決いたします。お諮りいたします。

以上議案４件に対する常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって議案第１号から議案第４号までの議案４件については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第５号から議案第７号まで、平成２５年度砺波広域圏事務組合事業に要する経費の分担基準について外２件について採決いたします。お諮りいたします。

以上議案３件に対する常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって議案第５号から議案第７号までの議案３件については、原案のとおり、可決されました。

続きまして、議案第８号から議案第１０号まで、砺波広域圏清掃施設技術管理者の資格に関する条例の制定について外２件について採決いたします。お諮りいたします。

以上議案３件に対する常任委員長の報告は原案のとおり

可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって議案第８号から議案第１０号までの議案３件については、原案のとおり、可決されました。

続きまして、議案第１１号から議案第１３号まで、平成２４年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第１号）外２件について、を採決いたします。お諮りいたします。

以上議案３件に対する常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって議案第１１号から議案第１３号までの議案議３件についいは、原案のとおり、可決されました。

続きまして、議案第14号富山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての議案１件について採決いたします。お諮りいたします。

以上、議案１件に対する常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって議案第１４号は、

原案のとおり可決されました。

続きまして、報告第１号専決処分の承認を求めることについて採決いたします。お諮りいたします。

報告１件に対する常任委員長の報告は原案のとおり承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって報告第１号は、原案のとおり、承認されました。

○議長（江守君）　ただ今、議案第１５号及び議案第１６号砺波広域圏事務組合監査委員の選任について、が提出されました。

この際これを日程に追加し直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより、議案第１５号及び議案第１６号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者　夏野　修君

〔　管理者　夏野　修君　登壇　〕

○管理者（夏野君）　本日、ただ今、追加提案いたしました砺波広域圏事務組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

知識経験を有する者として選任されておりました監査委員高桑俊介氏の任期が本年２月２５日をもって満了となりますので、後任の監査委員として山﨑昭夫氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

また、組合議員の中から選任されておりました監査委員堀田信一氏の議員辞職に伴う後任の監査委員として山森文夫氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、慎重にご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守君）　お諮りいたします。

本案については、事情十分ご了承のことと存じますのでこの際、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。

まず、議案第１５号監査委員の選任について原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。

よって原案に同意することに決しました。

次に、議案第１６号監査委員の選任について原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって原案に同意することに決しました。

○議長（江守君）　次に、日程第２　所管事項調査に係る閉会中の継続審査について、を議題といたします。

議会運営委員会及び総務常任委員会から、会議規則第６９条の規定により、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び総務常任委員会から申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会及び総務常任委員会の申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（江守君）　ただいま、議員提出議案第１号　砺波広域圏事務組合議会委員会条例の一部改正及び議員提出議案第２号　砺波広域圏事務組合議会会議規則の一部改正についてが提出されました。

この際これを日程に追加し直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（江守君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより、議員提出議案第１号及び第２号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（江守君）

１０番　城岸　一明　君

［１０番　城岸　一明　君　登壇］

○議員（城岸君）　議員提出議案第１号　砺波広域圏事務組合議会委員会条例の一部改正について提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、昨年９月に、地方自治法の一部が改正されました。

これにより、それまで法律で定められていた委員の選任方法、在任期間等については条例に委任されることとなったため、当組合においてもそれにあわせ、砺波広域圏事務組合議会委員会条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議員提出議案第2号　砺波広域圏事務組合議会会議規則の一部改正について申し上げます。

地方公共団体においては、これまで、委員会にのみ、公聴会の開催、参考人の招致が認められていたが、昨年9月の地方自治法の一部改正により、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになったことから、当組合においても、それにあわせ、砺波広域圏事務組合議会会議規則において所要の改正を行うものであります。

議員各位には、何とぞ慎重審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（江守君）　これより討論に入ります。

討論はございませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（江守君）　ご討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号及び第2号を採決いたします。お諮りいたします。

議員提出議案第1号砺波広域圏事務組合議会委員会条例の一部改正及び、議員提出議案第2号砺波広域圏事務組合議会会議規則の一部改正ついて、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（江守君）　起立全員であります。よって議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり、可決されました。

○議長（江守君）　以上で、本定例会に付議されました全議案を議了いたしました。

副管理者からご挨拶があります。

副管理者　田中　幹夫　君。

［副管理者　田中　幹夫　君　登壇］

○副管理者（田中君）　砺波広域圏事務組合議会２月定例会の閉会に当たりまして、副管理者でございますが一言ご挨拶を申し上げます。

この度は、平成２５年度当初予算を初め、提案いたしました案件につきまして、それぞれ可決・承認を賜りまして、厚くお礼申し上げたいと存じます。

一般会計では１２億円、特別会計を合わせますと合計２３億円にもなる大きな予算でございます。住民の生活に直結した事業ばかりでもございます。住民の圏域内の幸せ、住民の安心・安全のために執行にあたりましては適正に事務処理をしていきたいと考えております。

またこのたび、南砺市において市議会議員の選挙が執行され、広域圏議員の顔ぶれも変わりました。砺波市においても市長選挙が執行され、当広域圏の管理者も新たに夏野管理者と変わりました。

議会の役員も交代があり、新たに江守議長、片岸副議長が誕生されたわけでございます。

今後とも新しい体制の中で広域圏を運営していくことになります。議員各位の更なるご指導をよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（江守君）　これをもちまして、平成２５年２月砺波広域圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２５年２月１９日

議　長　江守俊光

署名議員　山田 [illegible]

署名議員　稲垣 修